



## 住宅の熱損失防止改修工事に係る固定資産税の減額措置について

平成20年1月1日以前から所在する住宅（賃貸住宅を除く）で、平成20年4月1日から令和4年3月31日までの間に、一定の省エネ改修工事を行った場合、次の要件を満たしていれば、改修工事が完了した年の翌年度1回限り、120㎡相当分まで固定資産税の減額を受けることができます。

減額措置対象の納税義務者は、改修工事完了後3月以内に必要書類を持参して、減額の申告手続きを行ってください。

### 減額を受けるための主な要件

1 次の省エネ改修工事（①から④までの改修工事で、①を含む改修工事を行う）

① 窓の断熱性を高める改修工事（必須）

② 床等の断熱性を高める改修工事

③ 天井等の断熱性を高める改修工事

④ 壁の断熱性を高める改修工事

（外気等と接するものの工事に限る。）

2 性能等の要件（次のすべて）

改修部位がいずれも現行の省エネ基準に新たに適合すること。

3 工事費の要件

補助金等を除く自己負担額が50万円超であること。

※新築住宅の減額や耐震改修工事による減額と同時に適用はできません。ただし、バリアフリー改修工事による減額との同時適用は可能です。

4 改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。

### 減額の内容

改修工事を行った住宅の固定資産税額の3分の1（長期優良住宅の認定を受けて改修した場合は3分の2）

※都市計画税は減額されません

### 減額される期間

改修が行われた翌年度分（適用は1回限り）

### 申告に必要な書類

1 建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関による証明書

2 改修工事の内容及び費用を確認できる書類（工事明細書・領収書等）

3 長期優良住宅の認定を受けて改修されたことを証する書類（該当の場合のみ必要）・・・地方公共団体（建築指導課）

### 根拠法令

地方税法附則第15条の9第9項～第12項